

標記ノ労働争議經過左ノ通り

記

- 一、争議發生日時 昭和九年八月二十四日
- 二、全上場所 京橋区京橋三丁目十一番地
- 三、事業主側

名 稱 日本活動寫真株式會社

代表者 取締役社長 中谷貞頼

資本金 公積金 六百萬圓 拂込 四百二十拾五萬圓

事業 映画撮影並ニ映画興行

企業系統 ナシ

使用労働者 男二三一 女一四七 計三七八名

四、労働者側

争議参加労働者 男四一 女一七 計五八名

應援労働組合 日本映画従業員組合

全上組合加入者 日映加盟 男四一 女一七 計五八

本件關係不参加組合員 日映側 男七五 女一一 計八六

五、争議發生ノ原因

日活本社ニアリテハ映画ノ「ト」キ「ト」化「シ」説明「シ」レコ
 「ト」化「シ」等ノ計画ヲ構テツ「ト」アリシガ今回日本劇場ノ經
 営並ニ多摩川「ト」キ「ト」吹込所開設ヲ機會ニ從業員ノ轉勤
 及職首ヲ断行セントシ本月十八日轉勤並ニ新ニ協定書ヲ
 依製シ從業員（樂士、説明者）ニ對シ本社所場ヲ命ジ且
 ツ昭和七年五月争議解決證書添項ノ一節破棄シ雇傭契約
 ラ更新スル旨發表ノ別紙（ハ）ノ如キ協定書ニ對シ前記從業
 員ニ謝印ヲ送附セルニ因ルニ本件争議發生ス

六、經過

八、労働者側 日本映画従業員組合ノ代表者ハ本件争議發生後、日活本社ニ對シ、
 協定書ニ對シ、前記從業員ニ謝印ヲ送附セルニ因ルニ本件争議發生ス